

令和2年大崎上島町議会（第1回）臨時会会議録（第1号）

1 令和2年2月7日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

10番	道 林 清 隆	11番	上青木 至
-----	---------	-----	-------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	出 口 一 伸	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	石 本 五 十 鈴	会 計 課 長	森 下 哲 成
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	水 下 泉
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	石 田 修 次

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 専決処分した事件の報告について
第4	議案第1号 工事請負契約の締結について
第5	議案第2号 工事請負契約の変更について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより令和2年第1回大崎上島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において道林清隆議員、上青木 至議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、報告第1号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第1号専決処分した事件の報告について提案説明を申し上げます。

令和元年11月15日に本町東野1621番地15の町有地野積み場で町が雇用している作業員が除草作業をしていたところ、草刈り機の刈刃に接触した小石が飛散し、付近に駐車していた車両のリアガラスを損傷させ、3万3,000円の損害を車両所有者に与えました。

本報告は、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 大崎上島町本庁舎改修工事の入札を1月14日に指名競争入札で執行した結果、岡本建設株式会社が5,654万円で落札したので、1月17日に同額で仮契約を締結いたしました。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、大崎上島町本庁舎改修工事の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要は、役場本庁舎の長寿命化と利用者の利便性の向上を目的に、屋上防水、トイレ、議場とあわせて車庫棟のトイレを改修することといたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） この指名入札については、一応8社を案内して2社が参加されておりますけど、辞退された6社についてはどのような理由で辞退されたかということはおわかりですか、わかりませんか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

入札8社を指名しました。入札の辞退は各会社の自由でございますが、ほぼ会社の都合によるという理由で辞退されている会社が多いです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 実は、うちの大崎上島町は旧3町が合併してできた町なんです。そうしますと、入札状況を見ましたときに、旧木江地区の場合にも大概入札は何社も案内されておりますけど2社でしております。旧東野地区の場合も同じような状態です。ただ違うのは、大崎地区の場合には普通の方が入札に応じてあると思うんですけど、入札を辞退するんでしたらそれなりに、もう会社の都合だけではなくて、何かその辞退されるときには、続くようじゃなかったらペナルティーを考えることはできませんかな。あまたの方が入札されればどうしても入札金額というものは下がってくるはずなんです。2社でやりますと、同意でも談合ではないですけど、今言うように、高どまりの金額になると思うんです、僕が感じるのはね。すくうてやりゃあやるほど競争原理が働きますから、入札金額は下がるんです。わかりますか、課長、わかりませんか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員のおっしゃるとおり、入札辞退される業者が多い案件もございます。しかしながら、入札の辞退は各業者の判断によりまして、それに町のほうが辞退を理由とした処分をすることは法上もできないものと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今のお答えですと、これからもこういう状態は続いていく可能性は十二分にありますね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 選定要綱等で、工事の規模によりまして業者の選定数は決まっております。指名競争をしている現時点では、その可能性もあると考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第2号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第2号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎産業会館改修工事を令和元年5月30日、臨時会において議案第5号として工事請負契約の議決を受け、施工してまいりましたが、工事の内容変更が必要となり、請負金額8,702万8,700円を1億838万1,900円に増額変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

主な変更内容は、屋根の吹きつけ塗装及び防水、駐車場整備、その他内装工事等を追加し、請負金額を2,135万3,200円増額するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） この産業会館の工事についてですが、もうこれは一応工事が完了しとることですよね。実際、追加で増額分が1,000万円ぐらいかかるとるわけですけども、例えば雨漏りしてるとかそういうふうな場合、工事計画を立てるときにそれ

はわからなかったんですかね、その点を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 越田議員の質問にお答えします。

工事を発注して上の屋根部分に入りましたら、クラックが入っておりまして、雨漏りがしているという業者のほうからの提案がありまして、その時点でわかったような状況であります。設計時点での範囲ではちょっとわからなかったものなので、業者のほうから教えていただき、雨漏り対策をしました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 雨漏りについてはあけてみないとわからないという部分があったかもしれませんが、駐車場については指定管理者との協議の末、やったほうがええというふうな話になって、駐車場を整備したと思うんですけども、その辺の最初の段階での協議の場はなかったんですかね。その点教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 設計をする前に協議はいたしました。やっていく範囲の中でいろいろ追加があったのがあります。で、協議の内容の中身が、駐車場って大きいものですから、最初にできたんじゃないかということもあるんですけども、ほかの部分をやっていく範囲で駐車場のところも事故が多いということもありましたので、追加でやらせてもらったという経緯があります。最初の設計段階でその話が出ていれば一番よかったんですけども、そこはちょっと抜けていたというものもあります。

○2番（越田賢一君） わかりました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

道林議員。

○10番（道林清隆君） 工事契約の変更ということで追加工事なんですけど、金額ベースでいくと2,000万円ですか、2割以上の変更ということですが、まず先ほど越田議員のほうから質問がありました雨漏りということなんですけど、これは何月何日に発覚というか、いつであったかということ、それと施工業者のほうから雨漏りの指摘があったということですが、雨漏りというのは、日々指定管理者が管理をして、雨漏りの状況というのは屋根を見ないとわからないというものでもないと思いますね。雨漏りに指定管理者が気づ

いてなかったのかどうか、雨漏りというのはどういう状況で雨漏りと判断をしたのか、その点についてお聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 道林議員の質問にお答えします。

発覚したのは、工事打ち合わせ記録を見ますと、8月7日時点で業者のほうから打ち合わせのほうで発覚したことを教えてもらいました。一番最初に屋根の雨漏りがわかったのが、2階の倉庫の上あたりから漏れているということがわかりましたので、倉庫の上のところは漏れているのでなかなか発覚が難しかったのかなとは事務局のほうで思っております。

指定管理者のほうも、その時点で発覚したと聞いております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 雨漏りの箇所、2階の倉庫というのがどの場所を指定しているのか、機能回復訓練室の部分と2階屋根の劣化という2つの項目が上がってますから、ちょっと私もどこか判断つきにくいんですが、雨漏りというのは実際に階下いうんですかね、下で使っている人が気づくのが通常じゃないかと思うんですよね。しみがあるとか。それが施工業者で初めて気がつくというのは、通常の管理をする側からすると、気づいてないというのが不思議に感じる所であります。それと、2階屋根の劣化について、今回の追加工事でさびどめを塗装、施工となっているんですが、さびどめの上に新たに防水の塗料か何か施工されたのかどうか、2階屋根の部分についてもそうかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 2階の屋根のものは、研磨をした上でさびどめを塗装しました。その上で、上塗りのフッ素系の塗料を仕上げたものになっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 今さっき、前でもしてきましたけど、この産業会館の改修工事の場合は4社の方が入札に参加された。そうすると、落札率が86.7%になったんですね。前のうちの本庁舎の場合には2社でやったばかりに、落札率が99%なんです。多

数参加すればこのように必ず事業費というものは落ちてきます。くどいようですけども今言いますように、なるたけなら多数の業者の方に、いろんな事情があると思いますけど、入札に参加するように役場が指導することはできんのかな、町長さん。町長さん、お願いしますわい。もう少し業者の方に多数参加、この入札に参加してもらえればこういうふうには落札費も下がってきますけん。今言うように2社でするようなことをせずに、3社も4社も5社もでやるようにしてくれば、これは皆さんの税金の一部、お金も一部入っとなですからな。できませんかな、指導することは。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、今の内容の趣旨が違うんで、それは次の一般質問でどんどんやってください。

○6番（森若 巖君） ごめんなさい、わかりました、やります。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第2号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり決定されました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和2年第1回大崎上島町臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前9時17分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員